

外郭団体の見直しに関する指針

平成25年8月

富津市

1 指針策定の趣旨

外郭団体の多くは、多様化、複雑化する市民ニーズに迅速・効率・柔軟に対応し、行政を補完・代行するものとして設立されました。以後、行政と密接に連携しながら公共サービスの提供主体として重要な役割を担ってきましたが、社会経済情勢の変化や地方分権の進展の中、民間が主体となりうる分野が拡大し、民間事業者が公共サービスの一翼を担うようになり、各外郭団体は、今後、民間事業者と対等の条件下で競争し、事業を展開していくための経営体質の強化が求められています。

本指針は、改めて時代に即した外郭団体の存在意義、役割を見直し、市の適切な関与のあり方も含め、外郭団体の自主的かつ自立的な経営の促進を図るため策定するものです。

2 見直しの方向性

外郭団体においては、市から専属的に請け負ってきた業務が競争条件下に置かれていることに伴い、自らが存在意義と経営目標を明確にし、組織の効率化、給与制度の適正化、自主財源の確保、透明性の確保など自立した経営の促進に取り組むこととします。

また、市においては、人的・財政的関与のあり方について検討を進めるものとします。

3 対象とする団体

(1) 市が出資している団体

公益財団法人 富津市施設利用振興公社

(2) 市の政策と密接な関係を有し、市が財政支援を行っている団体

社会福祉法人 富津市社会福祉協議会

4 外郭団体のあり方

外郭団体は、行政機能の補完等を目的として設立された経緯から市への依存度が高い傾向にあります。しかしながら、近年の指定管理者制度の導入など社会情勢の変化の中では、行政への依存だけでなく、主体的な自立した経営が求められています。特に、公益法人制度改革では、組織・財政面での充実が求められていることから、より自立した経営を実現することを目指す必要があります。

(1) 組織の効率化

市の職員定数についても、定員適正化計画の中で削減を進めているところから、外郭団体においても退職者の補充や事業拡大に伴う新規採用について、安易に踏み切ることなく、事務委託などの民間活力の活用、市民協働の推進、嘱託員やアルバイトの活用などの検討を行い、団体の運営上、採用が必要な場合は、市との協議の上、採用を行うことを原則とし、職員数の削減に努めるものとします。

(2) 給与制度の適正化

現在、外郭団体の給与体系、勤務条件などの諸制度は、市に準拠した体系となっていますが、本来、別団体であることから、変形労働時間制の導入や成果主義に基づいた給与システムなど、各団体の状況に応じた仕組みを検討し、職員の勤労意欲の向上と人件費総額の圧縮に向けた取り組みを進めるものとします。

(3) 自主財源の確保

市からの補助金や委託料等に過度に依存することなく、民間事業者としての特性を活かし、自立した団体運営、安定的な事業施策並びにサービスの提供を行うことができるよう収益事業を充実させ、自主財源の確保に取り組むものとします。

(4) 透明性の確保

外郭団体は、市の組織に属さない関係上、市民からは把握しにくい状況にあります。このことを念頭に置き、団体の活動状況や人事・給与、財務状況等について、積極的な公表に努めることで、団体の透明性を確保するものとします。

5 行政の関与のあり方

外郭団体は、独立した団体として対等な関係で接すると同時に、市として施策の目的を達成するため、市が適切な指導・監督を行う必要があることから、団体の自主性や主体性を尊重しつつ、目的が達成されるような効果的な協力関係を構築するものとします。

(1) 人的関与

職員

「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）」の趣旨から、可能な限り職員を派遣しないものとします。ただし、団体の構成職員や事業内容などでやむを得ず派遣する場合は、法律、条例の範囲内で適法な処理を行い、その期間についても必要最小限とします。

役員

最大の出資者として、団体経営のための適切な責務を果たす必要はありますが、外郭団体の自主性を尊重し、民間事業者としての能力を最大限引き出す観点から、外郭団体の主要な役職の選任については、団体の運営に関連した民間の様々な経験を有する者から採用するとともに、他の役員を選任に関しても、事業運営を推進するために最小限必要な人数に限ることとし、団体の自主性、独立性を尊重するものとします。

(2) 財政的関与

補助金

現在、人件費補助を実施している団体については、市が委託した事業運営に係る補助に切り替えるとともに、団体は自主財源を確保する努力を行い、補助金の削減に取り組むものとします。

委託料

委託料について、事業の必要性、サービス水準などを見直すなど委託事業の精査を行い、毎年漫然と支出するのではなく、民間事業者として必要な事業をより効率的に運営する努力を求めることで経費削減に努めるとともに、目標を達成した事業については廃止するなどの見直しを行うものとします。

財政状況の的確な把握

外郭団体の運営は、自主的、主体的な運営が原則ですが、市は最大の出資者として、又は、継続的な財政支援を行っている立場として、団体の運営状況を的確に把握・評価し、指導・助言を行うものとします。

6 経営改善計画の策定

外郭団体については、その設置目的、規模及び形態についても様々であることから、抱える課題についてもそれぞれに検討しなければなりません。

そこで、本指針を基に、行政の関係部局と十分な調整の上、社会経済状況の変化や市の関与のあり方を踏まえた中・長期的な「経営改善計画」を策定するものとします。

この「経営改善計画」は、団体ごとに必要に応じて以下の項目を盛り込むものとします。

(1) 改善の方向性

検討作業においては、外郭団体の事業範囲の見直しや自主財源確保などの経営基盤強化策の検討など、踏み込んだ見直しを行うこととします。

(2) 改善に向けた課題

改善の方向性を実現する上での課題について、可能な限り具体的に明記するものとします。

(3) 計画の公表等

団体は、本指針を基に速やかに改善計画を策定し、市に提出するものとします。

また、市の外郭団体として、市民に対する説明責任を果たす観点から、団体の改善状況について、市、外郭団体の双方のホームページなどで公表するなど、透明性を確保することとします。



あたたかふっつ

外郭団体の見直しに関する指針